

🌸 9月23日は「やまなし手話言語の日」 🌸



山梨県では、すべての県民が、手話言語に対する理解を深め、障害のある人もない人も社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、令和5年3月24日に山梨県手話言語条例を施行し、条例により9月23日を、「やまなし手話言語の日」としています。

手話は言語です。手話でコミュニケーションの輪を広げていきましょう。

※県民のみなさんへ山梨県からのお願い

- ・手話が、ろう者の意思疎通の手段として、必要な言語であることを理解しましょう。
- ・手話の普及や、手話を使用しやすい環境づくりに御協力をお願いします。

お問合せ：山梨県障害福祉課 ☎055-223-1460 FAX 055-223-1464

やまなし思いやりパーキング制度について

山梨県及び南部町では、やまなし思いやり駐車区画利用証を交付し、車の乗り降りや移動に不自由がある方で、施設入口に近い駐車区画を必要とされる方が、安全にかつ安心して駐車し、施設を利用できるよう支援しています。

つきましては、県民のみなさまには、本制度・利用証をご理解いただきたく、利用証をお持ちの方、お持ちでない方に関わらず、適正利用にご理解・ご協力をお願い申し上げます。なお、対象となる方の詳細については様々となりますので、山梨県のホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

◆ 交付の対象となる方（参考）

- ◎障がい者手帳をお持ちの方
- ◎高齢者で要介護をお持ちの方
- ◎妊産婦の方
- ◎病気やケガで一時的に歩行が困難な方

※利用証にはそれぞれ有効期間があります。有効期間を過ぎた利用証はご利用できませんので、交付窓口へご返却をお願いします。なお、内容により、更新することも可能ですので、一度お問い合わせください。



◆ 申請先：南部町役場 分庁舎 福祉保健課

◆ お問合せ：☎0556-64-4836（南部町役場 福祉保健課）
☎055-223-1460（山梨県 障害福祉課）